

新旧対照表

○指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

新	旧
第1条～第3条 (略)	第1条～第3条 (略)
第4条 (略)	第4条 (略)
2～4	2～4
<p>5 指定介護老人福祉施設の従業者は、専ら当該指定介護老人福祉施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、指定介護老人福祉施設（ユニット型指定介護老人福祉施設（第43条に規定するユニット型指定介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を除く。<u>以下この項において同じ。</u>）にユニット型指定介護老人福祉施設を併設する場合のこれらの施設の介護職員及び看護職員（第52条第2項の規定に基づき配置される看護職員に限る。）又は指定介護老人福祉施設にユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（指定地域密着型サービス基準第158条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。）を併設する場合のこれらの施設の介護職員及び看護職員（<u>指定地域密着型サービス基準第167条第2項の基準に従い定められた市町村の条例の規定に基づき配置される看護職員に限る。</u>）を除き、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。</p>	<p>5 指定介護老人福祉施設の従業者は、専ら当該指定介護老人福祉施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、指定介護老人福祉施設（ユニット型指定介護老人福祉施設（第43条に規定するユニット型指定介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を除く。）にユニット型指定介護老人福祉施設又はユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（指定地域密着型サービス基準第158条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。）を併設する場合の介護職員及び看護職員（第52条第2項の規定に基づき配置される看護職員に限る。）を除き、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。</p>
6～10 (略)	6～10 (略)
第5条～第7条	第5条～第7条
(サービス提供困難時の対応)	(サービス提供困難時の対応)
<p>第8条 指定介護老人福祉施設は、入所申込者が入院治療を必要とする場合その他入所申込者に対し自ら適切な便宜を提供することが困難である場合には、適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設若しくは介護医療院の紹介その他の適切な措置を速やかに講じなければならない。</p>	<p>第8条 指定介護老人福祉施設は、入所申込者が入院治療を必要とする場合その他入所申込者に対し自ら適切な便宜を提供することが困難である場合には、適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設の紹介その他の適切な措置を速やかに講じなければならない。</p>
第9条～第11条 (略)	第9条～第11条 (略)
(サービスの提供の記録)	(サービスの提供の記録)
<p>第12条 指定介護老人福祉施設は、入所に際しては当該入所の年月日並びに入所する<u>介護保険施設の種別及び名称を</u>、退所に際しては当該退所の年月日を、当該者の被保険者証に記載しなければならない。</p>	<p>第12条 指定介護老人福祉施設は、入所に際しては当該入所の年月日並びに入所する<u>当該介護老人福祉施設の名称を</u>、退所に際しては当該退所の年月日を、当該者の被保険者証に記載しなければならない。</p>
2 (略)	2 (略)
第13条・第14条 (略)	第13条・第14条 (略)

新	旧
<p>(指定介護福祉施設サービスの取扱方針)</p> <p>第15条 2～5 (略)</p> <p>6 <u>指定介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p>(1) <u>身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</u></p> <p>(2) <u>身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。</u></p> <p>(3) <u>介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。</u></p> <p>7 (略)</p> <p>第16条～第24条 (略) (緊急時等の対応)</p> <p>第24条の2 <u>指定介護老人福祉施設は、現に指定介護福祉施設サービスの提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第4条第1項第1号に掲げる医師との連携の方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかななければならない。</u></p> <p>第25条～第27条 (略) (運営規程)</p> <p>第28条 指定介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程(以下「運営規程」という。)を定めなければならない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p><u>(6) 緊急時等における対応方法</u></p> <p>(7)・(8) (略)</p> <p>第29条～第46条 (略) (指定介護福祉施設サービスの取扱方針)</p> <p>第47条 (略) 2～7 (略)</p> <p>8 <u>ユニット型指定介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p>(1) <u>身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底</u></p>	<p>(指定介護福祉施設サービスの取扱方針)</p> <p>第15条 2～5 (略) (新設)</p> <p>6 (略)</p> <p>第16条～第24条 (略) (新設)</p> <p>第25条～第27条 (略) (運営規程)</p> <p>第28条 指定介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程(以下「運営規程」という。)を定めなければならない。</p> <p>(1)～(5) (略) (新設)</p> <p><u>(6)・(7) (略)</u></p> <p>第29条～第46条 (略) (指定介護福祉施設サービスの取扱方針)</p> <p>第47条 (略) 2～7 (略) (新設)</p>

新	旧
<p><u>底を図ること。</u></p> <p>(2) <u>身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。</u></p> <p>(3) <u>介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。</u></p> <p>9 (略)</p> <p>第48条～第50条 (略)</p> <p>(運営規程)</p> <p>第51条 ユニット型指定介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) <u>緊急時等における対応方法</u></p> <p>(8)・(9) (略)</p> <p>第52条～第54条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1～6 (略)</p> <p>(病床の転換を行って開設する指定介護老人福祉施設の設備に関する経過措置)</p> <p>7 療養病床（医療法第7条第2項第4号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）、一般病床（同項第5号に規定する一般病床をいう。以下同じ。）又は精神病床（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理に関する政令（平成23年政令第375号）第1条の規定による改正前の介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第4条第2項に規定する病床に係るものをいう。以下同じ。）を有する病院の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床又は療養病床を平成36年3月31日までの間に転換（当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホーム（老人福祉法第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。）その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。以下同じ。）を行って指定介護老人福祉施設を開設する場合における当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第5条第2項第7号アの規定にかかわらず、食堂は1平方メートルに入所定員を乗じて得</p>	<p>8 (略)</p> <p>第48条～第50条 (略)</p> <p>(運営規程)</p> <p>第51条 ユニット型指定介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(7)・(8) (略)</p> <p>第52条～第54条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1～6 (略)</p> <p>(病床の転換を行って開設する指定介護老人福祉施設の設備に関する経過措置)</p> <p>7 療養病床（医療法第7条第2項第4号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）、一般病床（同項第5号に規定する一般病床をいう。以下同じ。）又は精神病床（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理に関する政令（平成23年政令第375号）第1条の規定による改正前の介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第4条第2項に規定する病床に係るものをいう。以下同じ。）を有する病院の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床又は療養病床を平成30年3月31日までの間に転換（当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホーム（老人福祉法第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。）その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。以下同じ。）を行って指定介護老人福祉施設を開設する場合における当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第5条第2項第7号アの規定にかかわらず、食堂は1平方メートルに入所定員を乗じて得</p>

新	旧
<p>た面積以上の面積を、機能訓練室は40平方メートル以上の面積を、それぞれ有しなければならない。ただし、食事の提供のときにその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行うときにその実施に支障がない広さを確保することができる場合は、同一の場所とすることができる。</p> <p>8 一般病床又は療養病床を有する診療所の開設者が、当該診療所の一般病床又は療養病床を平成36年3月31日までの間に転換を行って指定介護老人福祉施設を開設する場合における当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第5条第2項第7号アの規定にかかわらず、次に掲げる基準のいずれかによるものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>9 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床を平成36年3月31日までの間に転換を行って指定介護老人福祉施設を開設する場合における当該転換に係る廊下の幅については、第5条第3項及び第45条第3項の規定にかかわらず、1.2メートル以上（中廊下（両側に居室等入所者等の日常生活に直接使用する設備のある廊下をいう。）にあっては、1.6メートル以上）とする。</p> <p>10～24 (略)</p>	<p>た面積以上の面積を、機能訓練室は40平方メートル以上の面積を、それぞれ有しなければならない。ただし、食事の提供のときにその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行うときにその実施に支障がない広さを確保することができる場合は、同一の場所とすることができる。</p> <p>8 一般病床又は療養病床を有する診療所の開設者が、当該診療所の一般病床又は療養病床を平成30年3月31日までの間に転換を行って指定介護老人福祉施設を開設する場合における当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第5条第2項第7号アの規定にかかわらず、次に掲げる基準のいずれかによるものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>9 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床を平成30年3月31日までの間に転換を行って指定介護老人福祉施設を開設する場合における当該転換に係る廊下の幅については、第5条第3項及び第45条第3項の規定にかかわらず、1.2メートル以上（中廊下（両側に居室等入所者等の日常生活に直接使用する設備のある廊下をいう。）にあっては、1.6メートル以上）とする。</p> <p>10～24 (略)</p>